

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年6月9日)

陳情8年地域第5号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-5 (R8.4.30)	地 域	自衛隊員の政治的中立性の確保を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、自衛隊員の政治的中立性の確保を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

2026年4月12日、都内で行われた特定政党の党大会で、陸上自衛隊中央音楽隊所属の女性自衛官が、「陸上自衛隊が誇るソプラノ歌手」と紹介され、制服を着用の上でステージに登壇し、国歌斉唱を行ったことが報じられている。

党の主張では、党大会の演出を企画した外部業者からの依頼を受け、防衛省に確認した上で、最終的には党大会運営委員会で協議をし、決定し、出演したようだ。

本来、自衛隊は国全体の公的組織であり、自衛隊員は、国民全体の奉仕者たる公務員であり、特定の政党を支援・演出する場（党大会）で制服姿の自衛官が活動することは、その政治的中立性の観点から、きわめて問題がある。

実際、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第61条では、隊員の政治的行為が制限されている。これは、戦前の軍部による政治介入の反省に基づき、シビリアン・コントロールを確保する目的に出たものである。

防衛省側は「私人としての参加」と釈明しているが、制服姿の現役自衛官が登壇することは、外見上、公的行為であるとの印象を与えることになる。

また、制服姿で党大会のステージに上がることは、実質的に「自衛隊が党を支持している」とのメッセージを対外的に発することになるとの指摘もある。

自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）第13条の2では、「各自衛隊の幕僚長が、必要があると認めて指示する時」に通常演奏服装を着用するとしており、仮に独断で報告が上がっていなかったのならガバナンスの欠如であるし、実は報告が上がっていたなら、自衛隊法第61条や同規則の存在を軽視したものであり、いずれにせよ問題なのである。

木原稔官房長官は、隊員が依頼を受けた際、防衛省内の幹部（政務三役、官房長など）まで情報が共有されていなかったことを明らかにし、報告があれば「別の判断があった」とも述べて、防衛省内の統制機能が十分に働いていなかったことが露呈した。

本件に関しては、「国家を歌ってどこが悪いのか」という、議論の焦点・問題の本質からずれた声も聞こえてくる。しかし、問題の本質はそこではない。

どんな歌であれ、政治的中立性が求められる自衛隊員が、特定政党のために、制服着用の上で登壇し、その党勢の援助・促進・助長になるような行為を行っていることこそが、問題なのである。

ただ、大切なことがある。綺麗な歌声で歌を歌った、ひとりの未来ある歌手ばかりを責めればいいというものではない。そもそも、誰も止めることなく彼女にこんなことをさせて、世間からの批判の矛先にしてしまった、ガバナンスの欠如こそ、一番に批判されなければならない。については、自衛隊員の政治的中立性の確保を求める意見書を、国に提出いただきたく、陳情するもの。

▶提出者

倉吉市 個人

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

○報道及び令和8年4月14日記者会見における小泉防衛大臣発言によると、本件の概要は下記の通り。

（報道）

- ・4月12日に開かれた自由民主党党大会において、陸上自衛隊中央音楽隊所属の3等陸曹が登壇。
- ・「陸上自衛隊が誇るソプラノ歌手」と紹介され、同隊員が制服を着て国歌を歌った。

（小泉防衛大臣発言）

- ・4月12日に開かれた自民党大会において、陸上自衛官が国歌を歌唱したことについては承知している。
- ・当該自衛官は、職務ではなく、私人として、関係者からの依頼を受けて、国歌を歌唱したものと聞いている。
- ・国歌を歌唱することが政治的行為に当たるものでもなく、今回の件は、自衛隊法違反に当たらないと認識。

○国会における動き

令和8年4月17日 本件についての政治的中立性等を問う質問主意書（令和8年4月17日内閣参質第35号）が石垣のりこ参議院議員より提出される。

（質問概要）

- ①当該行為は公務に当たるかそれとも私的活動に当たるか。また、当該行為が自衛隊の広報又は儀礼活動の範囲に含まれると判断した場合、その理由を示されたい。
- ②当該行為は自衛隊法第61条1項の関係についてどのような整理を行ったか。当該行為が「政治的行為」に該当しないと整理する場合、その理由を示されたい。
- ③公務ではない私的活動において、自衛官は制服等を着用する義務があるか。
- ④自衛官が私的活動に従事する場合には、自衛隊の政治的中立性に対する国民の信頼を確保する観点から、制服等の着用を禁止する必要があると考えるが政府の見解を示されたい。
- ⑤当該行為は、政府又は自衛隊が自由民主党を支持しているとの誤認を国民に生じさせると考えるが政府の見解を示されたい。

令和8年4月28日 上記質問主意書に対する答弁書が閣議決定・公表される。

（答弁概要）

- ①令和8年4月14日記者会見において小泉防衛大臣が「職務ではなく、私人として、関係者からの依頼を受けて、国家を歌唱したものと聞いています。」と述べたとおりであり、自衛隊の広報又は儀礼活動の範囲に含まれると判断したものではない。
- ②自衛隊法施行令第87条第1項各号に掲げる政治的行為に該当するとは認められず、自衛隊法第61条第1項の規定により禁止されている政治的行為には該当しないと防衛省において確認した。
- ③自衛官服装規則第6条本文において、自衛官は常時制服を着用しなければならないとしている一方で、同条ただし書において、休暇中や勤務時間外において自衛隊の施設外にいる場合等は制服等を着用しないことができる旨規定している。

④勤務時間外における制服等の着用を禁止することは考えていない。

⑤当該行為は、自衛隊法第61条第1項の規定により禁止されている政治的行為には該当しないと防衛省において確認したものであり、また、令和8年4月16日衆議院本会議において、小泉防衛大臣が「自衛隊の活動に対する国民の理解を得る観点からも、今後は、幹部への報告や、関係部署の情報共有を徹底してまいります。」と答弁しているところである。

※上記のほか、本件に関して、国会法第74条に基づく内閣への質問（質問主意書の提出）が行われており、内閣において答弁が行われているところ。

- ・自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の動向に関する質問主意書（令和8年4月27日質問第40号）
- ・自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱が政治的行為に該当しないと判断した責任の所在に関する質問主意書（令和8年5月15日質問第46号）

※参考（関係法令）

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）【抜粋】

（政治的行為の制限）

第六十一条 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2・3 略

○ 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）【抜粋】

（政治的行為の定義）

第八十七条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 政治的目的のために官職、職権その他公私の影響力を利用すること。
- 二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せず、その他政治的目的を持つなんらかの行為をし、又はしないことに対する代償又は報酬として、任用、職務、給与その他隊員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て、又は得させようとし、あるいは不利益を与え、与えようと企て、又は与えようとおびやかすこと。
- 三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費若しくはその他の金品を求め、若しくは受領し、又はなんらの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与すること。
- 四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え、又は支払うこと。
- 五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し、又はこれらの行為を援助すること。
- 六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
- 七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。
- 八 政治的目的をもつて、前条第一号に掲げる選挙、同条第二号に掲げる国民審査の投票又は同条第八号に掲げる解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。
- 九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し、若しくは指導し、又はこれらの行為に積極的に参与すること。

- 十 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。
 - 十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
 - 十二 政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
 - 十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し、又は編集すること。
 - 十四 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。
 - 十五 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これに類するものを製作し、又は配布すること。
 - 十六 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。
 - 十七 なんらの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免かれる行為をすること。
- 2 前項各号に掲げる行為（第三号の場合においては、前項第十六号に掲げるものを除く。）は、次の各号に掲げる場合においても、法第六十一条第一項に規定する政治的行為となるものとする。
- 一 公然又は内密に隊員以外の者と共同して行う場合
 - 二 自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合
 - 三 勤務時間外において行う場合

○ 自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）【抜粋】

（制服等の着用）

第6条 自衛官は、この訓令の定めるところに従い、常時制服等を着用しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、制服等を着用しないことができる。

- (1) 営舎内又は船舶内に居住する幹部自衛官、准尉（准陸尉、准海尉又は准空尉たる自衛官をいう。以下同じ。）及び女子である陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官が、勤務することなく、営舎内又は船舶内の指定された宿舎又は居室にある場合、自衛隊の施設に出入する場合及び自衛隊の施設外にある場合
- (2) 営舎内又は船舶内に居住する自衛官で前号に掲げる自衛官以外のものが、休暇を与えられて、自衛隊の施設外にある場合
- (3) 営舎外又は船舶外に居住する自衛官が、勤務することなく、自衛隊の施設に出入する場合及び自衛隊の施設外にある場合
- (4) 警務、情報、募集及び援護の關係の職務に従事する自衛官が、その職務を遂行するため必要とする場合
- (5) 医科幹部候補生、歯科幹部候補生、薬剤科幹部候補生、看護科幹部候補生又は防衛研究所若しくは部外の機関において研究し若しくは教育を受けている自衛官が、実地修練、研修等を受けるに当たり、制服等を着用しないことを適当とする場合
- (6) その他自衛官が制服等を着用しないことについて、官房長又は部隊等の長がやむを得ない特別の理由があると認めた場合

第13条の2 音楽隊員である自衛官は、国際的儀礼、自衛隊の儀式その他の場合において、陸上自衛官にあつては陸上幕僚長が、海上自衛官にあつては海上幕僚長が、航空自衛官にあつては航空幕僚長が演奏のため特に必要があると認めて指示するとき、通常演奏服装をするものとする。